

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公開番号】特開2017-171825(P2017-171825A)

【公開日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2016-61864(P2016-61864)

【国際特許分類】

C 08 J 3/075 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2018.01)

C 08 F 2/44 (2006.01)

C 08 L 101/14 (2006.01)

【F I】

C 08 J 3/075 C E R

C 08 K 3/00

C 08 F 2/44 A

C 08 L 101/14

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月26日(2018.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

(d) 他のモノマー

本発明の効果を阻害しない範囲で、上記単官能性モノマーと多官能性モノマー以外のほかのモノマー由来の成分が共重合体に上記単官能性モノマー及び/又は多官能性モノマーと共に重合する形態で含まれていてもよい。他のモノマーとしては、(メタ)アクリルアミド、ジメチル(メタ)アクリルアミド、ビニルスルホン酸、ビニルスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、p-スチレンスルホン酸、p-スチレンスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、アリルスルホン酸、アリルスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、2-(メタ)アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、3-((メタ)アクリロイルオキシ)-1-プロパンスルホン酸、3-((メタ)アクリロイルオキシ)-1-プロパンスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、3-((メタ)アクリロイルオキシ)-2-メチル-1-プロパンスルホン酸、3-((メタ)アクリロイルオキシ)-2-メチル-1-プロパンスルホン酸のナトリウム又はカリウム塩、N-ビニルアセトアミド及びN-ビニルホルムアミド、アリルアミン、2-ビニルピリジン、4-ビニルピリジン等が挙げられる。

全モノマー100重量部中に占める他のモノマーの割合は、25重量部以下であることが好ましい。全モノマーが上記単官能性モノマーと多官能性モノマーからなることがより好ましい。